

## 高千穂中学校移転新築検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 高千穂中学校の移転新築について、総合的かつ計画的に検討を進めるため、高千穂中学校移転新築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 高千穂中学校移転新築の基本計画に関すること。
- (2) 高千穂中学校移転新築用地の選定に関すること。
- (3) その他高千穂中学校移転新築に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員会は、必要な意見や助言等を求めるため、専門的見識を有する者を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する任務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行う会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 25 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第 2 条に規定する目的を達成後、効力を失う。